

No.	よくある質問	回答
事業申請について		
1	ワクチンの配分が受けられる医療機関（サテライト型施設等）には、どのようにしたらなるのか？	ワクチン配分を受ける医療機関になるには、実施主体である各市町村との間で、契約を締結する必要があります。医療機関は、それぞれが所属する医師会等の取りまとめ団体に契約の委託を行います。取りまとめ団体のいずれにも所属しない医療機関は、区市町村に委託を行います。詳細は、所属する医師会等又は区市町村におたずねください。
2	法人が複数の診療所・病院を有する場合、申請は法人で1申請となるのか、各診療所・病院で申請可能なのか？	法人単位での申請はできません。各診療所・病院での申請となります。
3	第九期、第十期、第十一期について、申請書（様式1）及び接種計画書（様式2）の提出が必要か？	申請書（様式1）は、第六期～第八期で申請書を提出済みの場合は不要です。接種計画書（様式2）については、協力金の交付請求を行う第九期、第十期、第十一期それぞれの期間の接種計画書の提出をお願いします。
4	申請時に提出する接種計画書（様式2）には、請求対象とならない回数（例えば、1日6～12回等）も記載すべきか？	接種計画書には、予定する全ての接種回数をご記載ください。
5	登録申請時の接種計画書（様式2）について、どこまで正確に記載する必要があるのか？	接種計画書は、医療機関から区市町村等に定期的に連絡しているワクチンの納入希望量等を基に、可能な範囲で構いませんので、作成のほどお願いします。接種計画書が、交付請求時の実績報告と異なっても差し支えありません。
接種実績について		
6	週150回を4週、さらにその翌週から週100回を4週行い、それぞれの週のうち、少なくとも1日は時間外若しくは夜間または休日において接種体制を用意した場合には、それぞれの週に対し、協力金が支払われるのか？	お見込みのとおり、お問合せのケースはいずれの週も要件を満たします。
7	週100回以上又は150回以上を4週以上というのは、連続した4週間ということか？	4週間は、連続している必要はありません。ただし、週100回又は150回を下回る週は、当該の協力金は支給されません。

No.	よくある質問	回 答
8	「新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業の概要」の本文中に記載のある、「★協力金交付要件」に”4週間以上実施”とあるが、令和4年10月から令和5年3月にかけて、週100回又は150回以上の接種を4週間実施しても、協力金は支払われないのか？	第九期（令和4年10月2日から同年12月3日）第十期（令和4年12月4日から令和5年2月4日まで）及び第十一期（令和5年2月5日から同年3月31日まで）の各期間内に、週100回又は150回以上の接種を4週間以上実施することが交付要件となります。第九期に4週間に満たしたものの、第十期は4週間に満たない場合は、第九期は協力金の交付対象となりますが、第十期は交付対象となりません。
9	予診のみで接種できなかった場合においても、接種回数に含めてよいか？	予診のみの場合は、接種実績に含めることはできません。
10	予約を受付していたにもかかわらず、キャンセルが発生して接種ができなかった場合においても、接種実績に加算してよいか？	接種した回数のみ接種実績として計上してください。 なお、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」に示されているとおり、ワクチンの有効活用の観点から、キャンセル発生時には別の方への接種をお願いします。
11	巡回接種による接種回数も接種実績に含めてよいか？	個別接種であれば巡回接種も対象となります。
12	「病院において特別な接種体制を確保した場合」とは、どのようなことを指すのか？	通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であり、接種専門の特別な人員を確保しているのであれば対象となります。（例えば、通常○人体制に対し、●名を接種専門の人員として従事させた場合や、●名を接種専門として雇用した場合。）ただし、加算されるのはあくまで50回以上を接種した日に限ります。
13	「病院において特別な接種体制を確保した場合」における、「看護師等」について、どこまで含まれるのか？	厚生労働省の「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」と異なり、接種業務に従事する方であれば、看護師、薬剤師の他に、事務職員も含まれます。

No.	よくある質問	回 答
14	職域接種は「東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業」の交付対象となるか？	<p>以下の要件を満たす場合は、交付対象となります。</p> <p>【診療所・大学附属病院以外の病院の場合】 以下①又は②の職域接種において、社員や学生等が出向いてきて医療機関内で接種を行った場合</p> <p>①中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種</p> <p>②文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種</p> <p>【大学附属病院の場合】 上記【診療所・大学附属病院以外の病院の場合】の要件を満たす場合又は②の職域接種において附属の大学内で接種を行った場合</p>
15	職域接種で「東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業」の交付対象とならないのは、どのような場合か？	中小企業や大学等が指定する接種会場に医療機関が出張して実施した職域接種、大企業又は大企業を含む事務局が実施した職域接種、企業内診療所が実施した職域接種、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設が入所者・通所者に実施した接種等は、交付対象とはなりません。
協力金について		
16	厚生労働省の「ワクチン接種対策費負担金」の時間外・休日の接種に対する加算（時間外+730円、休日+2,130円）は、この協力金に重複して交付請求することができるか？	「ワクチン接種対策費負担金」の時間外・休日の接種に対する加算は、区市町村への請求になりますので、本事業に請求されてもお支払いできません。請求方法については、所在の区市町村にお問い合わせください。
17	協力金の額は、消費税を含む金額でしょうか？	接種費用ではありませんので、消費税の対象とはなりません。

No.	よくある質問	回 答
請求について		
18	「新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業の概要」の本文中に記載のある、「★協力金交付要件」の<協力金単価：診療所>①と②と③は、すべて請求できるのか？いずれかしか請求できないのか？	同一日に①、②、③を重複して接種回数をカウントすることはできません。同一日に①、②、③を重複してカウントしなければ、①、②、③のすべてを請求頂くことは可能です。
19	「新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業の概要」の本文中にある、「★協力金交付要件」の<接種体制>における「区市町村の決定した方法に従い、～」とはどういう意味か？	区市町村により、ワクチンの配送や予約の受付、VRSへの登録方法が異なります。区市町村の決定した方法に従い、これらの業務を行ってください。
第九期以降の変更点について		
20	本支援における時間外、夜間及び休日の定義は。	<p>以下の記載のとおりとなり、いずれか一つに該当すれば要件を満たします。</p> <p>時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間</p> <p>夜 間：18 時以降（医療機関の診療時間に関わらない）</p> <p>休 日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日。なお、1 月 2 日及び 3 日並びに12 月29 日、30 日及び31 日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）</p> <p>ただし、時間外、夜間について、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外・夜間の時間帯に接種することとなった場合は該当せず、予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど、当初から接種可能な体制を取っている必要があります。</p> <p>また、接種費用の時間外・休日の接種に対する加算（時間外+730 円、休日+2,130 円）における考え方とは異なるためご留意願います。（例：土曜日に診療時間を設けている医療機関が診療時間内に接種を行った場合、本支援における休日（土曜日）に接種体制を用意しているため、本支援の要件は満たすが、接種費用の請求においては、従前どおり、土曜日は休日ではなく、また、診療時間内の接種であることから、時間外加算、休日加算の請求は出来ない。）</p>

No.	よくある質問	回 答
21	「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」について、「接種体制を用意」には、時間外、夜間または休日において、自身の診療所で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合も「接種体制を用意」したこととみなしてよいか。	ご認識のとおり、医療機関が自治体の集団接種会場等に時間外、夜間または休日に医療従事者を派遣した場合も含まれます。 また、週に100回（150回）以上行った場合の支援、1日50回以上行った場合の支援の両方で同じ取扱いです。 なお、時間外・夜間または休日の接種への取組の要件を満たすものであって、自治体の集団接種会場等での接種を自身の医療機関の接種回数に計上するものではありません。
22	個別接種促進のための支援を受けるに当たり、時間外、夜間または休日にかかる接種体制は、いつ、また、どの程度の日数で実施する必要があるか	週100回（150回）以上の接種行った場合の支援については、当該回数の接種を行った週のうち、少なくとも1日において、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが要件となります。 また、50回以上／日の接種を行った場合に10万円交付する支援については、50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが要件となります。
23	週に100回（150回）、1日50回の接種数は、時間外、夜間または休日に行った接種のみを計上するのか。	支援の要件となる接種数には、時間外、夜間に行った接種以外の接種（日中の診療時間内に行った接種等）を計上して差し支えありません。また、時間外、夜間に接種可能な接種体制を用意した上で、結果的に時間外や夜の時間帯において接種がなかった場合も、当該時間帯以外での接種により要件となる接種数を満たしていた場合には支援の対象となります。
24	病院が特別な体制を確保し、50回以上／日の接種を週1日以上、4週間以上行った場合の支援についても11月で終了となるのか。	特別な体制を整備して接種を行った場合の人件費に関する支援については、12月以降も引き続き実施して参ります。
25	病院が特別な接種体制を確保し、50回以上／日の接種を週1日以上、4週間以上行った場合の支援については、時間外、夜間または休日にかかる接種体制の要件は求められないのか。	従前のおりのままです。本支援については、令和4年10月以降においても、令和4年9月までの要件同様、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していなくても支援の対象となります。